

本市外郭団体「財団法人横浜市資源循環公社」の 「経営改革に関する方針案」について

本市では、平成21年3月から外部の有識者による「横浜市外郭団体等経営改革委員会」において、外郭団体ごとの経営課題について審議を行い、提言をいただいた団体から順次、本市としての「経営改革に関する方針」を決定しています。

昨年10月には、先行して12団体の「経営改革に関する方針」を決定しましたが、このたび、昨年12月に提言をいただいた10団体の「経営改革に関する方針案」を決定しましたので、このうち「財団法人横浜市資源循環公社」に関する方針案についてご報告します。

1 方針案の概要

(1) 団体分類

「事業等の再整理が必要な団体」

経営改革の方向性：民間と競合する事業（公的関与が不可欠な事業を除く）については、平成22年度中に民間移管の条件や時期を整理し、条件が整った事業から、順次民間事業者に移行します。

(2) 具体的な取組内容

ア 団体の役割

- ①平成23年度に輸送事務所関連の委託業務の民間委託化を拡大し、運搬業務については全ての輸送事務所で、民間に委託することとします。
- ②業務の見直しにより、平成22年度末にリサイクルプラザは廃止します。またグリーンコンポスト施設については平成23年度中に関係機関との調整を行い、今後のあり方を決定します。
- ③粗大ごみ受付収集業務については、23年度に今後の公社の関与のあり方について検討していきます。
- ④自主事業のリユース食器事業の拡充を図るとともに、地球温暖化対策事業を実施します。

イ 財務改善

- ①民間委託の拡大による業務量の減に対応するとともに、公社の財務状況の改善を図るため、本社経費を削減します。
- ②効率的な事業執行を図るため、支出に占める一般管理費及び人件費の割合を削減します。

ウ 人事組織

- ①本市派遣職員及びOB職員については、3年間で50%以上削減します。
- ②事業所の体制を見直し、管理職、職員ともに削減します。

2 今後のスケジュール（予定）

今後、「具体的な取組内容」に基づき、市と団体の共通の経営目標となる「次期協約（期間：平成23～25年度）」の策定に向け、団体と協約項目や目標値（数値目標等）、スケジュールなどの協議を進めます。

なお、次期協約は、本年6月を目処に策定し、策定後に常任委員会へご報告します。

3 横浜市外郭団体等経営改革委員会における審議状況

(1) 審議回数

2回（第18回委員会（平成22年8月開催）・第20回委員会（平成22年10月開催））

(2) 経営改革委員会からの提言内容（平成22年12月24日公表）

団体分類：「事業等の再整理が必要な団体」

主な内容：民間と競合する事業については民間へ移行していくことを基本とし、各事業について受け皿となる民間事業者の動向等の精査を行った上で、平成22年度中に民間移管の条件や時期を整理し、条件が整い次第、順次民間事業者に移行すること。

添付資料

(1) 「経営改革に関する方針案」（財団法人横浜市資源循環公社）

(2) 横浜市外郭団体等経営改革委員会からの提言（財団法人横浜市資源循環公社）

【参考】横浜市外郭団体等経営改革委員会について

(1) 委員会概要

設置根拠	横浜市外郭団体等経営改革委員会設置要綱
委員	大野 功一（関東学院大学学長（経済学部教授））【委員長】
	遠藤 淳子（遠藤淳子公認会計士事務所 公認会計士）
	岡村 勝義（神奈川大学 経済学部教授）
	丸山 康幸（フェニックス・シーガイア・リゾート株式会社 取締役会長）
	山本 安志（山本安志法律事務所 弁護士）
役割	1 経営改革に関する方針の検討及び提言に関すること 2 経営改善行動計画、協約の策定に関すること 3 経営改善行動計画、協約の達成状況評価に関すること

(2) 審議対象団体

時限設置団体などを除く全外郭団体及び(財)横浜市道路建設事業団（39団体）

※団体分類は、以下の4つの分類から、団体ごとに決定しています。

- ① 廃止の検討が必要な団体
- ② 民間主体の運営が望ましい団体
- ③ 事業等の再整理が必要な団体
- ④ 引き続き経営努力が必要な団体

(3) 全体の流れ

